

平成 29 年度財政援助団体等監査(1)監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、平成 29 年度財政援助団体等監査(1)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、関口和雄前監査委員および内田ひろのり前監査委員が本監査の執行に関与し、上野ひろみ監査委員および光永勉監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 概要

(1) 実施日

平成 29 年 5 月 25 日

(2) 方針

平成 29 年度練馬区監査基本計画に基づき、財政援助団体等への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証した。

なお、この監査の実施に当たっては、これまでの定期監査結果を踏まえるとともに、つぎの諸事項に留意した。

ア 団体関係

(ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。

(イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

(ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。

(エ) 事業報告書は適正に作成されているか。(管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等)

(オ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。

(カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

(キ) 利用促進のための努力はなされているか。

(ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮して適切に行われているか。

(ケ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計区分は明確になっているか。

(コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正になされているか。

(サ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

(シ) モニタリング制度による報告は適切になされているか。

イ 所管課関係

(ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

(イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

(ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

(エ) 事業報告書の点検は適切になされているか。

(オ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。

(カ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。

(キ) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

(3) 対象団体

ア 指定管理者

[施設名]団体名
〔軽井沢少年自然の家(ベルデ軽井沢)〕 軽井沢フード株式会社

2 監査結果

適正に行われていた。